

高齢者施設等の範囲

○介護保険施設

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

○居住系介護サービス

- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護

○老人福祉法による施設

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム

○高齢者住まい法による住宅

- ・サービス付き高齢者向け住宅

○生活保護法による保護施設

- ・救護施設
- ・更生施設
- ・宿泊提供施設

○障害者総合支援法による障害者支援施設等

- ・障害者支援施設
- ・施設入所支援
- ・共同生活援助
- ・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
- ・福祉ホーム

○その他の社会福祉法等による施設

- ・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
- ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- ・生活困窮者一時宿泊施設
- ・原子爆弾被爆者養護ホーム
- ・生活支援ハウス
- ・婦人保護施設
- ・矯正施設
- ・更生保護施設

○居宅系サービス（介護）

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・療養通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援
- ・地域包括支援センター

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○訪問系サービス（障害）

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
- ・療養介護
- ・重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）
- ・自立生活援助
- ・短期入所
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
- ・就労定着支援
- ・計画相談支援、障害児相談支援
- ・地域移行支援、地域定着支援
- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。